

障害者活躍推進計画（滝川市教育委員会）

機 関 名	滝川市教育委員会
任 命 権 者	滝川市教育委員会教育長
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
滝川市教育委員会における障害者雇用に関する課題	滝川市教育委員会では、法定雇用率を達成し、現状、問題は生じていないが、正規職員は滝川市（市長部局）からの出向職員で構成されているため、人事異動や退職等によっては、法定雇用率を下回る可能性がある。また、教育委員会として独自に募集・採用を行っていないため、会計年度任用職員の採用だけでは法定雇用率の達成には限界がある。
目 標	
①採用に関する目標	<p>正規職員は、上記のとおり、独自に募集・採用を行っておらず、目標設定を立てにくい状況にあるが、当該年6月1日時点の法定雇用率を上回るように努める。</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：3.68%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時に、定着率等を把握・進捗管理</p>
取 組 内 容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、教育総務課長を選任する。ただし、正規職員については、上記のとおり、滝川市（市長部局）からの出向職員で構成されているため、市長部局の選任者と連携を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である会計年度任用職員（教育委員会所属）の相談窓口を教育総務課に設定する。なお、正規職員については、市長部局の相談窓口と連携を図る。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討するとともに、市長部局と連携を図る。

<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <p>※会計年度任用職員のみ適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>④その他</p>	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>